

第64号議案

**令和3年度品川区一般会計補正予算(厚生委員会所管分)
災害等非常時における介護事業者連携によるしくみづくり検討について**

1. 背景

災害時や今般の新型コロナウイルス感染症等の影響による介護サービス事業の継続が課題となっている。

また、今年度の介護保険法令等の改正により、介護事業者に非常時における業務継続計画（BCP計画）の策定が義務付けられた。

このたび、東京都が本年度から3年間を対象期間として、比較的規模の小さい介護事業者が地域で協力することで、安定的な事業運営を行い、介護サービスを継続的に提供していけるよう、地域の中核となる事業者を中心とした連携体制構築に取り組み区市町村を支援するため費用を補助する事業を開始した。

2. 実施内容

- (1) 巨大地震や大規模自然災害の発生時、感染症まん延時等において、各介護事業者が支援を行う要介護高齢者の安全を確実に確保できる協力・連携体制を構築するためのしくみづくり検討を行う。
- (2) 小規模事業者の業務継続計画の作成において実効性の高い計画作成を支援する。
- (3) 特に地震等災害時においては個別計画の作成が区の努力義務化されたところであるが、作成においては支援者の調整等が最大の課題となっているため、今回のしくみづくりにより、災害時における支援体制についても効果的な支援のあり方を検討する。

3. 補正予算額 10,000千円

<歳出>

負担金補助及び交付金

全体調整を行う事務局となる事業者へ補助金を交付

<歳入>

東京都の「介護事業者の地域連携推進事業費補助金」を活用予定(補助率10/10)

- 第 64 号議案 令和 3 年度品川区一般会計補正予算(厚生委員会所管分)
第 68 号議案 品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

令和 3 年 8 月 30 日に区民より障害者福祉の進展のためにと寄贈を受けた寄附金について、「障害者福祉基金」として基金形成するため、条例の一部改正を行うとともに、財政措置を図る。

1. 基金の内容および目的

- (1) 内 容 障害者福祉基金 50,000,000 円
(2) 目 的 障害者福祉の進展のため
(3) 寄附受領日 令和 3 年 8 月 30 日

2. 基金設置の根拠

地方自治法第 241 条第 1 項

3. 条例の一部改正

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

新旧対照表は次ページのとおり

施行日 公布の日

4. 財源措置等

【歳出】社会福祉基金積立金として令和 3 年度 12 月補正予算で計上
(第 64 号議案 令和 3 年度一般会計補正予算)

※基金運用は、令和 3 年度一般会計補正予算議決後に行う。

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>○品川区社会福祉基金条例</p> <p style="text-align: right;">昭和52年 8 月 1 日 条例第23号</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 品川区の社会福祉の進展に資する目的でなされた寄付金を、円滑かつ効率的に運用するため、品川区社会福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の名称、目的および額)</p> <p>第 2 条 この条例において設置する基金の名称、目的および額は、別表に定めるところによる。</p> <p>(管理)</p> <p>第 3 条 基金に属する現金は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の目的を達成するための経費に充当する。</p> <p>(処分)</p> <p>第 5 条 基金は、当該基金の目的に必要な場合、その全部または一部を処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。</p>	<p>○品川区社会福祉基金条例</p> <p style="text-align: right;">昭和52年 8 月 1 日 条例第23号</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 品川区の社会福祉の進展に資する目的でなされた寄付金を、円滑かつ効率的に運用するため、品川区社会福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の名称、目的および額)</p> <p>第 2 条 この条例において設置する基金の名称、目的および額は、別表に定めるところによる。</p> <p>(管理)</p> <p>第 3 条 基金に属する現金は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の目的を達成するための経費に充当する。</p> <p>(処分)</p> <p>第 5 条 基金は、当該基金の目的に必要な場合、その全部または一部を処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。</p>

新

旧

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

基金の名称	基金の目的	基金の額
武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10,000,000円
富永スミ子社会福祉基金		10,000,000円
越村いち社会福祉基金		5,000,000円
村田富高社会福祉基金		5,000,000円
城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金		200,000,000円
矢部久子高齢者用社会福祉基金		10,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額
社会福祉基金		30,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額
<u>障害者福祉基金</u>		<u>50,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額</u>

別表（第2条関係）

基金の名称	基金の目的	基金の額
武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10,000,000円
富永スミ子社会福祉基金		10,000,000円
越村いち社会福祉基金		5,000,000円
村田富高社会福祉基金		5,000,000円
城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金		200,000,000円
矢部久子高齢者用社会福祉基金		10,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額
社会福祉基金		30,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額

第64号議案

令和3年度品川区一般会計補正予算（厚生委員会所管分） 新型コロナウイルスワクチン追加接種経費（3回目）について

1. 目的

令和3年9月22日に開催された厚生労働省による自治体向け説明会の中で、追加接種を実施することが示された。この追加接種とは、新型コロナウイルスワクチンのすべての対象者において感染予防効果が経時的に低下すること、また、高齢者においては重症化予防効果についても経時的に低下する可能性を示唆する報告があること等を踏まえ、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、1回目・2回目の接種が完了していない者への接種機会の提供を継続するとともに、2回接種完了者すべてに対して追加接種の機会を提供するものである。

2. 対象

2回目の接種完了から原則8か月以上経過した18歳以上の希望者
およそ297,000人

3. 事業期間

令和3年12月1日から令和4年9月30日

※追加接種が年度途中の開始となったため、今年度使用分について補正を要求する。

4. 事業内容

2回目接種完了者へ接種券を発送し、病院、診療所、区が設置する集団接種会場等で追加接種をおこなう。なお、ワクチンはファイザー社製とモデルナ社製（今後薬事承認予定）。

なお、接種は8か月経過した者より接種可能となるため、医療従事者は令和3年12月より、区民が2月より追加接種が可能となる。

5. 補正額

追加接種体制の構築、接種対象者のうち今年度に接種時期を迎える区民数など、3月までに必要な経費を見込んだ。

804,800千円（財源：国庫負担金・国庫補助金）

【内訳】コールセンター業務委託	326,900千円
チラシ、ワクチン配送等	9,900千円
集団接種会場運營業務委託	402,000千円
個別接種業務委託	66,000千円

6. 初回接種との主な変更点

- ・コールセンターの終了時間を19時まで延長
- ・個別接種を含む医療機関での接種を主とし、集団接種会場はモデルナ接種や夜間帯も接種するなど、医療機関での接種を補完する。
- ・予約システムの刷新